

福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託 質問に対する回答

令和5年6月23日  
福島県エネルギー課

	質問	回答
1	異なる専門分野を持つ事業者との共同実施による受託を検討しています。そのことに関連して以下のとおり質問いたします。 ※1、2、3共通  本事業受託に際して、2社共同実施という形での契約は可能でしょうか？	複数の者がグループを構成し、共同提案することは可能です。この場合は、代表する者（幹事法人）から企画提案書を提出してください。  共同提案した企画提案者が契約候補者として選定され協議が整った場合、県は、幹事法人と契約します。
2	2社のうち1社が元請となって契約し、残る1社に一部業務を再委託する場合、全体事業費に占める再委託事業費の比率に関して、何か制約はありますか？	受託者は、原則として、本件業務の実施に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、県の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができます。  再委託の上限は、原則50%以下とします。総額に対する再委託の割合が50%を超える場合は、相当な理由があることを明らかにするため、「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出してください。さらに、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託を行うことはできません。
3	企画プロポーザル審査会に、両社合同で出席し説明することは可能でしょうか？	幹事法人と共同で企画提案する法人も、企画プロポーザル審査会に出席することは可能です。  なお、審査会場に入室できる企画提案者は3名までです。